

〇〇県

母子・父子避難等及びその移動経路に係る証明書

<無料措置対象路線内の利用区間>

道 IC ⇄ 道 IC
(途中乗車・下車不可)

続柄	氏名	性別	現在の住所又は居所	対象路線内の最寄りIC
		年齢 (H25.4.1時点)		
続柄	氏名	性別	現在の住所又は居所	対象路線内の最寄りIC
		年齢 (H25.4.1時点)		
続柄	氏名	性別	現在の住所又は居所	対象路線内の最寄りIC
		年齢 (H25.4.1時点)		
続柄	氏名	性別	現在の住所又は居所	対象路線内の最寄りIC
		年齢 (H25.4.1時点)		

上記の者の住所又は居所及び移動経路は上記のとおりであることを証明する。

平成 年 月 日

市町村長

印

<利用方法>

- ・ 市町村より本証明書を発行された方が運転又は同乗することで措置を受けることができます。
- ・ 入口では必ず通行券を受け取る必要があります。
- ・ 出口料金所では通行券の提出にあわせて、本証明書と本人確認用書面(いずれも原本)を提示する必要があります。
- ・ 出口料金所で本証明書の提示ができない場合は、無料措置の適用を受けることができません。
- ・ 入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・ ETC無線走行では無料措置の適用を受けることができません。
- ・ 入口を ETC/一般 の混在レーンを利用する際には、ETCカードを車載器から抜いてレーンに進入する必要があります。ETCカードを車載機に挿入したまま進入しますと、ETC扱いとなり無料措置の適用を受けることができません。
- ・ スマートICは利用できません。
- ・ 山形自動車道・日本海東北道(湯殿山IC～酒田みなとIC)、米沢南陽道路、東京外環道等のNEXCO均一区間、首都高速、阪神高速など「福島県・宮城県内のNEXCO路線(東北道・常磐道等)と別料金の路線」は対象外です。
またこれらの道路を経由した後のNEXCO路線の走行(首都高速を経由して東名高速道路を走行した場合 等)は対象外になります。
- ・ 本証明書記載の利用IC以外を利用した場合、無料措置の適用を受けることはできません。措置対象区間内での途中流入、流出した走行又は措置対象区間を超えた走行の場合、無料措置の適用を受けることができません。必ず記載の利用ICから流入及び流出してください。ただし通行止めの場合においては、その限りではありません。出口料金所において、走行が中断させられた旨を申し出て下さい。

※本人確認用書面:運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行する書面

※当支援措置が開始する前及び終了した後は、本証明書は利用できません。